

弥富市ささえあいセンター 買い物支援サービスについて

●地域公共交通活性化協議会で合意の必要な事項

道路運送法 79 条に規定する福祉有償運送（買い物支援サービス）の登録について、以下の事項について地域公共交通活性化協議会で合意が必要となります。

- ① 福祉輸送の必要性
- ② 運送の区域
- ③ 旅客から収受する対価
- ④ 旅客の範囲
- ⑤ 事業開始時期

◆法律改正後のサービスの位置づけについて

○道路運送法施行規則第 49 条（自家用有償旅客運送）

法第 78 条第 2 号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者が行うものであって、次に掲げるものとする。

（省略）

2 乗車定員 11 人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）第 2 条第 1 項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

ささえあいセンター買い物支援サービスは、上記の施行規則第 49 条の 2 の福祉有償運送にあたります。また、法改正前は、対象者が

- イ 身体障害者
- ロ 要介護認定者
- ハ 要支援認定者
- ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者でありましたが、法改正後は、対象者の範囲が明確化されており、

- イ 身体障害者
- ロ 精神障害者
- ハ 知的障害者
- ニ 要介護認定者
- ホ 要支援認定者
- ヘ 基本チェックリスト該当者
- ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者となっております。

①弥富市における福祉輸送の必要性について

1. 弥富市における要介護者、身体障がい者等移動制約者の状況

本市における移動制約者の状況は、介護保険の要支援認定を受けている者が 530 人、要介護認定を受けている者が 1,287 人、総合事業対象者が 348 人、身体障害者手帳の交付を受けている者が 1,365 人、療育手帳の交付を受けている者が 343 人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が 429 人の計 4,302 人（重複あり）となっています。

◆弥富市の人口（令和2年4月1日現在）

総人口	65歳以上の人口	高齢化率
44,491 人	11,490 人	25.8%

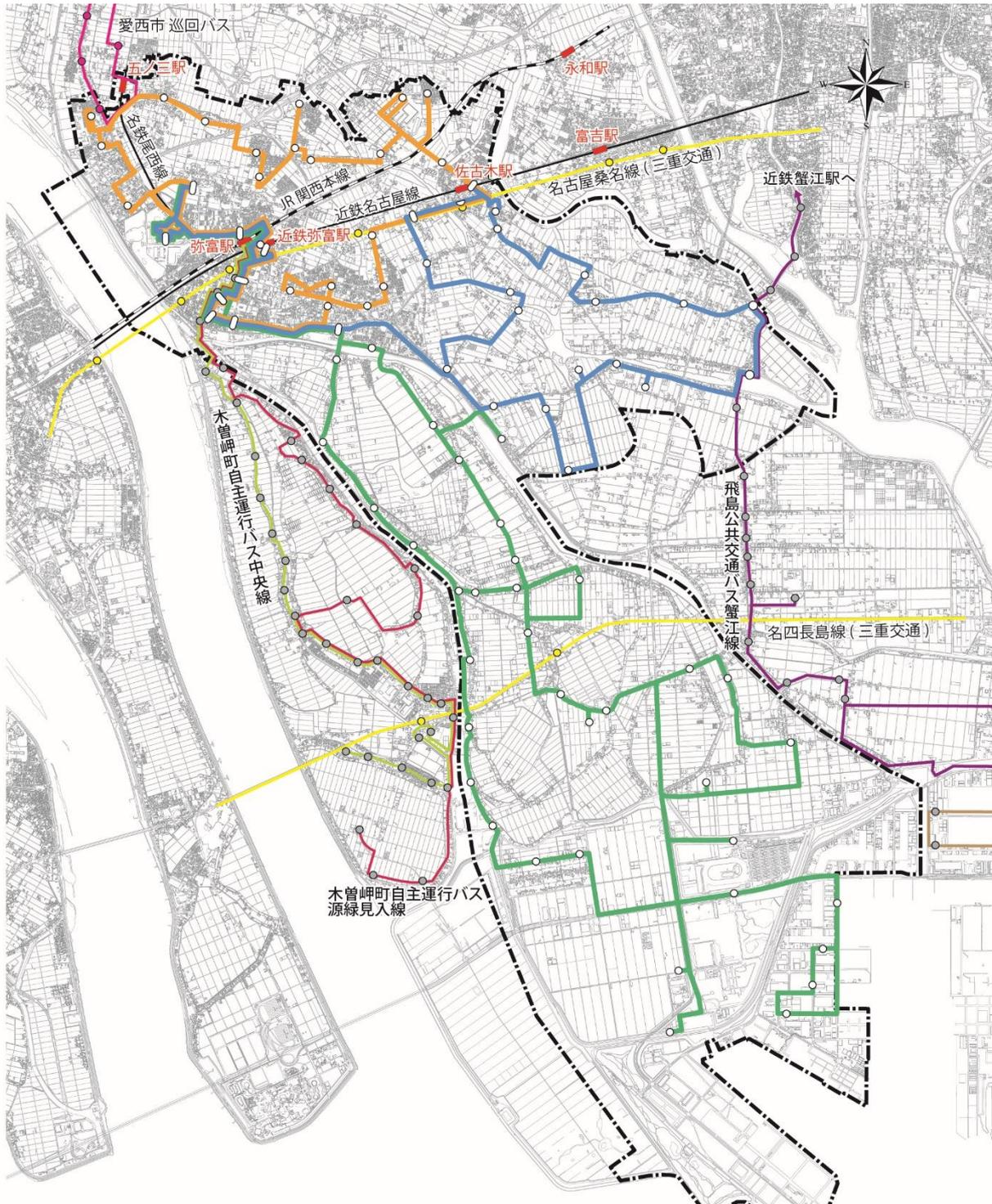
◆移動制約者の状況（令和2年4月1日現在）

要支援認定者（要支援 1,2）	530 人
要介護認定者（要介護 1～5）	1,287 人
総合事業対象者	348 人
身体障害者手帳交付者	1,365 人
療育手帳交付者（A, B, C）	343 人
精神障害者保健福祉手帳交付	429 人
計（重複あり）	4,302 人

2. 弥富市における公共交通機関などの状況

北部地域を近鉄名古屋線と JR 関西本線、名鉄尾西線が通っており、市内には計 4 つの駅が立地しています。また、三重交通の路線バスが 2 路線、市内全域を運行するコミュニティバス「きんちゃんバス」が 3 路線運行しているほか、市中心部にシバタタクシーや名古屋近鉄タクシーのほか、介護タクシー事業者としてしんご福祉タクシーと弥栄福祉輸送と ODEKAKE (オデカケ) があります。

◆弥富市や市周辺の公共交通網



◆ 弥富市内のタクシー事業者



※名古屋近鉄タクシー：47 台、シバタタクシー：28 台 （名古屋タクシー協会 HP）

3. NPO 等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況

弥富市においては現在有償で輸送サービスを行っている事業者はありません。

4. 弥富市における福祉有償運送の必要性について

弥富市の人口は 44,491 人で 65 歳以上が 11,490 人となっており、高齢化率は 25.8%と 4 人に 1 人は高齢者となっております。また、本市における移動制約者の状況は、介護保険の要支援認定を受けている者が 530 人、要介護認定を受けている者が 1,287 人、総合事業対象者が 348 人、身体障害者手帳の交付を受けている者が 1,365 人、療育手帳の交付を受けている者が 343 人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が 429 人の計 4,302 人(重複あり)となっております。

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

本市の公共交通であるコミュニティバス（きんちゃんバス）では、75 歳以上を無料としております。また、福祉施策としまして、タクシー料金助成チケットを、要支援・要介護の高齢者及び障害手帳所持者に対して支給しております。介護が必要な高齢者や障がい者の自分で買い物に行きたいというニーズも多くある中、コミュニティバスやタクシー料金助成チケットだけでは、日々の生活スタイルに対応した移動を支え切れておらず、以前から市の福祉部局を中心に、介護が必要な高齢者や障がい者の買い物を支援したいという話し合いが行われておりました。

平成 25 年 10 月に開設した弥富市ささえあいセンターでは、生活支援サービスを実施しておりますが、「外出したい」「買い物に行きたい」という声も多くある中、それに応えるため生活支援サービスの一環として、車両を使った買い物支援サービスを行うことにより、買い物への不便の解消を図るものです。

ささえあいセンター買い物支援サービスの旅客の範囲は、他人の介助によらずに移動することの可否について、ささえあいセンターが会員（367 名）に対して面談を行い、その結果が市に報告されましたので、6 ページの表のとおり整理し

ました。

また、弥富市内には現在営業している介護タクシー事業者が3者ありますが、自らの会員の送迎を行っており、各者とも車両数が1両ずつであることから事業拡大も難しく、それだけでは、弥富市全域における要支援者や総合事業対象者の不自由を解消できないものと思慮されます。

以上により、本市において買い物支援は喫緊の課題であり、直ちに民間事業者による事業展開が見込めないため、本市として、自家用有償旅客運送による福祉輸送サービスは必要であると考えます。

②運送の区域

③旅客から収受する対価

④旅客の範囲

以下の通り。

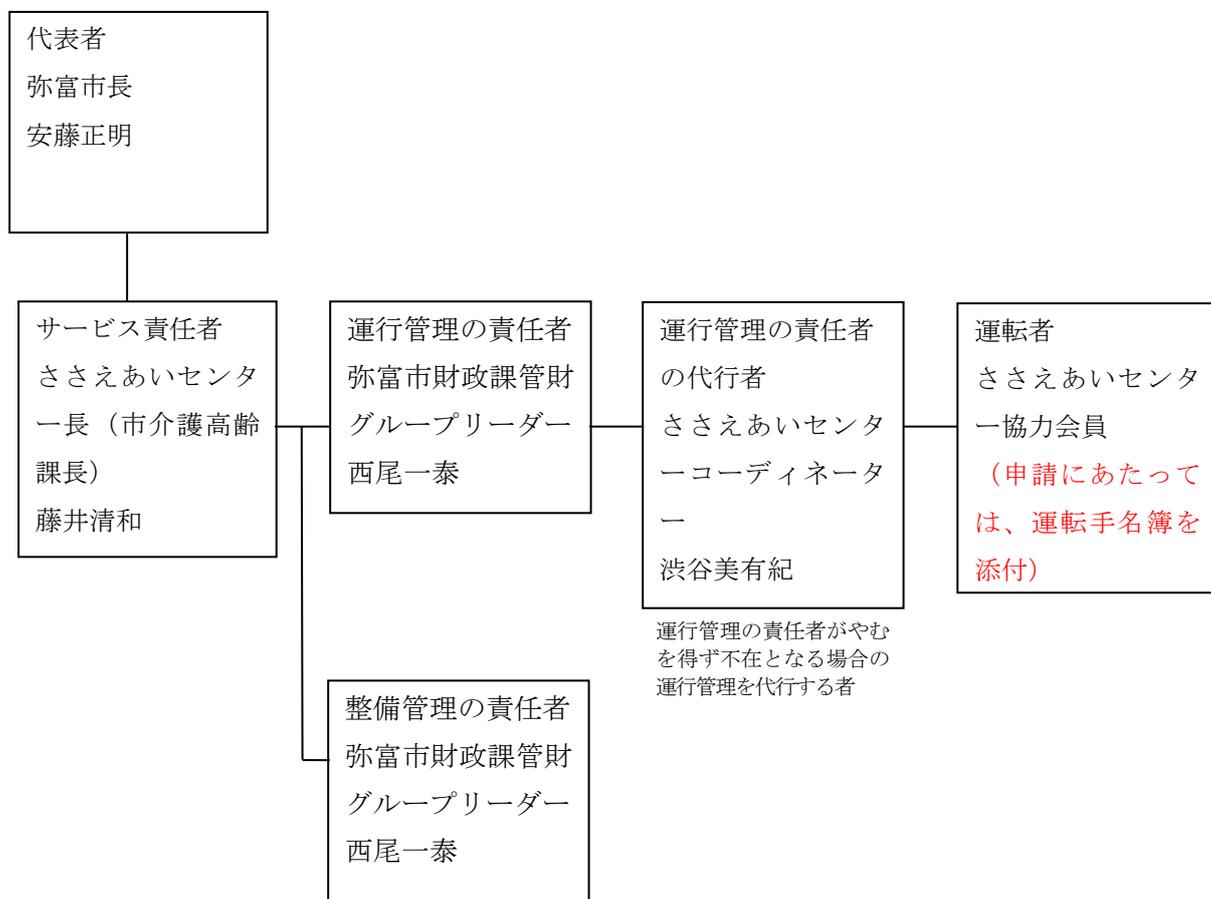
依頼区分：新規登録

項目		詳細
運送主体	申請団体	弥富市
	法人種類	地方自治体
	住所	愛知県弥富市前ヶ須町南本田 335 番地
	代表者職・氏名	弥富市長 安藤正明
	事業所名	弥富市ささえあいセンター
	事業所所在地	愛知県弥富市鯛浦町上本田 95 番地 1
旅客の範囲及び人数		イ 身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者 2 名 ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者 1 名 ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する知的障害者 1 名 ニ 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者 5 名 ホ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者 8 名 ヘ 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の基準(基本チェックリスト) に該当する者 5 名 合計 19 名 (重複分を除いた会員数)
運送の区域		弥富市
使用車両	福祉車両	0 台
	セダン	2 台
使用権原		車検証確認済
運転者数	一種	8 名
	二種	0 名
運転者に関する講習等の受講状況		運転免許証、修了証等確認済
損害賠償措置		保険証書確認済
運送の対価		30 分あたり 150 円
運送の対価以外の対価		30 分あたり 200 円 (介助料)
備考		※登録料・年会費なし

※変更登録に該当する事項、運送の対価 (対価以外の対価含む) に変更が生じる場合は協議会に諮るものとします。

運行管理・整備管理に係る体制図

弥富市ささえあいセンター



⑤ 事業開始時期

本事業は令和3年4月1日から実施します。

◆ 弥富市地域公共交通活性化協議会規約について

弥富市地域公共交通活性化協議会規約（平成21年7月10日施行）には、

第3条 協議会は、次の業務を行う。

（省略）

（5）市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

と定められておりますが、「市運営有償運送」は法改正前の名称でありますので、法改正に伴い次回協議会で、名称を「自家用有償旅客運送」に規約を改正いたします。